

2018（平成30）年度 第3回橿原市人権審議会会議録

日 時：2019（平成31）年2月7日（木） 午後2時00分～4時00時

場 所：橿原市役所 4階 委員会室

出席委員：上田 剛委員、上原 寛子委員、奥田 寛委員、加藤 雅菊委員、小西 満洲男委員、島本 郁子委員、鄭 順子委員、寺前 耕一委員、楨尾 悟委員
森下 みや子委員、森田 英嗣委員

欠席委員：蘆村 修委員、大越 克也委員、加護 善三委員、葛井 潔委員、坂根 満委員、竹田 のぶや委員、野島 佳枝委員、菱田 工委員、梶谷 佐千代委員

出席者：吉本教育長、藤井市民活動部長、松村市民活動副部長兼人権政策課長、河野市民窓口課長、市川飛驒コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、吉田人権教育課長、大平オブザーバー

事務局：西岡人権政策課長補佐、青木人権政策課副主任、阪田主査、中川人権政策指導員

傍聴者：0名

議 題：【協議事項】

（1）「橿原市人権施策に関する基本計画（改定版）」（案）について

（司会）

定刻となりましたので、第3回人権審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多用の中にも関わりませず、委員の皆さんにご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、昨年12月1日より新たに就任頂きました人権審議会委員をご紹介します。

それでは、人権審議会の開会に当たり、教育長よりご挨拶申し上げます。

（教育長）

本日市長がどうしても出席できませんので代わってご挨拶をさせていただきます。日ごろは、さまざまな人権課題、部落差別をはじめさまざまな人権課題の改善に向けて、努力をいただいていますことに関しお礼を申し上げます。

さて、連日センセーショナルな話題がいっぱいございます。その中で、人権に関する話題を2つ申し上げたいと思います。その1つは、千葉県でありました児童虐待です。同じ行政に従事する者として、深刻に受け留めております。さまざまな分析がされていますが、何が悪かったか

という、人権については弱い者の側に立つというのが原則です。今回は結果的にその原則がはずれていたということで、やはり基本を忘れてはならないと反省しなければならないと感じています。

もう1つは、英国の老舗のおもちゃ屋さんで、その売り場で男の子用、女の子用の区別がなくなったということでございます。男の子用の売り場では、いわゆる理数科系、科学や機械などのおもちゃが、女の子用の売り場に比べて何倍もあったということです。子どもたちは分かりませんが、これは大人が決めることです。やはり理数科は男性が多いということに、もしつながっているようであれば、やはり我々が普通にやっても間違っていることがあるのだなあと思っております。

本日は「橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）」についてご審議をいただくことになっております。どうか様々なご示唆をいただきまして、人権文化の豊かな橿原市をめざしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日は市側より、教育長をはじめ、市民活動部長、さらに関係課長も出席いたしております。

また、本日の審議事項の「橿原市人権施策に関する基本計画」策定業務の受託業者であります、一般財団法人 奈良人権部落解放研究所長も、出席いただいております。

尚、教育長につきましては公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

《教育長退席》

(司会)

では次に、本日の資料等について確認をお願いいたします。

- ・本審議会 次第
- ・橿原市人権審議会委員名簿

尚、資料1～3については、事前に配布しておりますが、一部変更しておりますので、本日改めて資料をお配りしております。

- ・【資料1】『橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）』について

内容変更や意見を頂いた箇所に新たに線を引いております。

- ・【資料2】第2回人権審議会での基本計画（素案）に対する意見と対応について

意見の番号を、例えば、「1」から「A-1」に変更しています。

- ・【資料3】市民から提出頂いた意見と対応について

意見の番号を、例えば、「1」から「B-1」に変更しています。

最後に

- ・第2回人権審議会会議録

の以上6点でございます。

なお、資料の不足、不備等のある方は、お申し付けください。

続いて、マイクの使い方をご説明させていただきます。

(マイクの使用説明)

本日の出席10名、後から遅れて来られる加藤さん、葛井さんを含めて12名になりますので、「橿原市人権審議会規則」第5条第2項に基づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から2018（平成30）年度第2回人権審議会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

（『異議なし』の声）

（司会）

それでは、只今より2018（平成30）年度第3回人権審議会を開催いたします。

また、今回も「橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただきます。よろしくお願いいたします。

（『異議なし』の声）

「異議なし」ということで、公開をさせていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただきます。

なお、本日傍聴希望の方は、おられません。

それでは、「橿原市人権審議会規則第5条第1項」により『会長が会議を招集し、その議長となる』と規定されていますので、以降の進行は、会長にお願いいたします。

森田会長、よろしくお願いいたします。

（会長）

皆様改めましてこんにちは。本日は体調を崩されている委員の方もいらっしゃるということで出席者の数が少なくなっていますが、とても大事な案件がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは審議に入ります。

では（1）「橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）」について事務局から説明していただきますが、本日の目的は本審議会で基本計画を確定していただくことです。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）説明

① 【資料1】基本計画（案）9～19ページ

※「橿原市における人権の現況について」を追加した件について

② 【資料2】「第2回人権審議会での基本計画（素案）に対する意見と対応について」

（会長）

ありがとうございました。「A-1」から「A-11」に関しては、前回の委員会で発言していただいたり、その後いただいた審議委員の意見を掲載しています。それに対してどういう対

応をしたのかを説明していただきました。

では、説明について皆さんの質問や意見をお願いします。

(委員)

いつも思っていることですが、行政の方々も人権、差別についていろいろな資料を集めて檜原市の行政に活かしていきたいと努力されているということを聞いています。我々は、先月の末も奈良県でDVの会議もあり、その中でも教育長がおっしゃった子どもの人権も話題にあがっていました。いつもよく言うのですが、後でこうしたら良かったとか、子どもが救われるという話もされるのですが、奈良県としてもそういうことがないように、子どもに対する対応を十二分に前もって取り組んであげてほしいといつも話しています。人権はすごく幅が広く、児童虐待から高齢者虐待、障がい者虐待などいろいろあります。みなさんのいろいろな意見を聞きつつ、私たちも取り組んでいきたいと思えます。我々民生委員としまして、困った人たちの対応をいかにしてやっていけばいいか、今日もここに来る前に、相談業務についての研修に出席していました。困った人がいろいろな相談に来られた時に、傾聴して相手の方が話しやすい雰囲気作りをして取り組んでいけたら、というような講師先生の話もありました。今日初めてではありませんが、私たちも年に1度相談業務についての研修をしています。100%うまくいっているかという、相手の方によっていろいろ事態が変わってきますので、なかなか思うようにはいかないというのは事実です。この審議会もここで終わるのではなく、出てきた問題を外に発信できたらいいと思います。檜原市には3つの人権に対する部会があります。昨日も、檜原人権ネットワークの会議に出席しました。これからも私自身も人権に対して心配りをしていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。本審議会の基本的なスタンスそれから人権文化を花開かせるためのご指摘をいただきました。

(委員)

今、SDGs、持続可能な開発目標ということで、世界が2016年から2030年までに達成すべき17の目標が打ち出されています。この中にも、不平等の是正などがあります。置き去りにしないという根底の大きな目標があり、世界192カ国が強調してやっといこうと打ち出されています。こういったSDGs的なことも入れていてはどうかと感じました。

(会長)

ありがとうございます。SDGs、持続可能な社会のプロジェクトは、日本がまさに提案して進めている国際運動になっています。

(事務局)

ありがとうございます。今ご指摘のSDGsですが、17項目の中に貧困であるとか、女性の活躍推進であるとか諸々の事柄が入っています。この部分については、計画の31ページをご覧ください。

4行目に「持続可能な開発目標（SDGs）」という国際社会での共通目標ということで謳い込んでいます。それも意識しながら人権についての考え方について取り組んでいきたいと考えています。

(会長)

国際的な動きと連動して樫原市の計画も立てています、ということだと思います。

(委員)

障がい者における、特に家庭内のことですが、今までに重度の障がい者においては、避妊手術とか行ったわけです。だれが行ったかという、親の同意のもとで行ったわけです。決して医療機関が勝手に行ったとか、行政が勝手に手術したわけではありません。家族の同意のもとに行ったということをおみなさん知っておいてもらいたいと思います。家族間で虐待に準ずることが現実としてあったわけです。私も古くから障がい者の問題に関してかかわっていますが、一つの例としまして、今はないと思いますが、以前は入所施設に障がい者が入る時は、女の子の場合は必ず避妊手術をしておくというのが入所の条件になっていました。そういうことが厳然としてあったわけです。だから、やはり障がい者差別も内々から改善していかなければならないと思います。まだまだ内の方に原因があるのではないかということも踏まえて、これからの対策の中に入れてほしいと思います。

(会長)

ありがとうございました。自分たちと関係のない問題だということではなく、私たち一人ひとりの心の中の問題に深く関係しているという指摘だったと思います。特に家族の方がまさにそういう行為をとられたというのは、そういうことを示していると思われまます。

(委員)

日本で生活する以上、日本語教育を保障してあげなければならない。日本語教育の充実ともう一つ、その人たち自身が持っている文化的なことや言語、そういう内容はその人自身が持っている本来のものなので、そこをしっかりと環境整備しなければいけないという、相反するような2点がいつも出てきます。その2点がどうしても必要なかというところが、外国人の視点の重要なところだと思います。そこが、資料2-1になってくると思います。それは障がい者の場合も同じかだと思います。今、委員の話聞きながら、親の内なるものから、障がい者をもつ親にとっても、親自身がそうなりたくてない、ならざるを得ない環境、その視点とその親にこそ、内なる人にこそ権利をもてる環境をつくってあげないといけない部分があるかと聞きながら思いました。親の問題というよりも、親にそういう環境を提案していくのが行政であるかと思いました。

それと、前回ここでヘイトスピーチのことがあったと思いますが、昨日か一昨日に、沖縄で韓国コリアン籍の人がヘイトで中傷を受けるという問題がありました。ヘイトの内容を見ていると、それを聞いた周りの人たちが、事実を知らないのです。ヘイトをやっている人たちは十分に事実を分かってやっていますが、周りでヘイトスピーチを聞いている人たちは事実を知りません。なので歴史的な背景や日本で暮らす人たちの、通名（日本名）がある、それは自分たちの生活がしやすいようにしているのだとか、そう言われたらそのようにとってしまいます。そうではない環境で、そういう制度が

この日本にはあったのだという事実を知りません。だからヘイトを学ぶ場合、歴史的背景とか、この日本の中でおかれている国籍や民族的なことに関わって受けてきた内容をしっかり正しく認識していかなければいけないと今回改めて学びました。人権ネットの代表で来られた委員が提案された3月9日の人権ネットのシンポジウムがありますが、是非そこに多くの方が参加してもらえるような呼びかけを、それぞれの委員さんのバックボーンの所でしっかり伝えていただけたらと思います。

(会長)

外国から来られる方が右肩上がりが増えていくことと、入国管理法が改正されますので、さらに増えていくのではないかとということで、文化庁をはじめどのように受け入れていくかということが課題になっています。委員が言われたように、基本的にどういう社会をつくっていくかという議論をなくして技術的な話だけでは終わらないわけです。引き続き檜原市でも議論していかなければいけないと思います。ありがとうございました。

(委員)

私は性被害者の支援を長年やってきていますが、その予防対策をどうすればよいか悩んでいるところです。

もう一つは、最近ニュースでは、老人施設などの高齢者の虐待を防止できるのかということです。介護する人のチームワークや心のケアも大切だと思います。

(会長)

ありがとうございます。大変重要なご指摘をいただいたと思います。性犯罪の被害者の問題も、我々が解決しなければいけない大きな問題だと強調していただいたと思います。

(委員)

8ページのニート・引きこもりのところで、線を引いて意味合いを少し変更しましたというような話をしていますが、確認をさせていただきます。

孤独であるということ、だから孤立化が加速する現在社会の人権問題と書かれていますが、ニートひきこもり問題が深刻な社会問題であるという前段は分かります。社会問題であると、直ちに人権問題であるというのはどうなのですかということを、前回申し上げたと思います。昔からいろいろな理由によって、世捨て人のような生き方をする人がいました。集落から離れてひとりがいいと、ひとりで引きこもっているというか、外部とあまり接触を持たないようにわざと、自らそういう生き方をしている人はいたわけです。孤独は救済されないといけないのかと、それは救済されないといけないかもしれませんが、それが人権問題として行政が直接関与するレベルなのかといたら、どうなのだろうなと思います。地域的課題ではあるかもしれませんが、本当に行政が公費を使ってその個人に対して、接触しなければいけないレベルの話なのかということは出てくると思います。だから、社会問題であるとは思いますが、人権問題として本当に扱うのであれば、これは人権問題ということの定義がほしいと申し上げたと思います。定義は書いてないわけです。孤立化が加速する現代社会の社会問題だということであれば分かりますが、社会問題であるから人権問題であるといっているわけです。キー

ワードは、この点に関しては孤立という事だけですよね。その上に、怠け者とか排除のまなごしを浴びるとか書いてますが、そういうレッテルが漠然と世の中にあるのは感じます。あるのは感じるけれども、統計的にちゃんと調べてインターネットの書き込みにこれだけの数が、ニート・ひきこもりを差別的に扱っているとかいうような統計を、だれかが出しているのかというと、そんな数字はないでしょう。空気だけなのです。はっきりした、この人たちは何らかの社会的立場において被害を受けて行政が介入して、それを解決しなければいけないというレベルの話なのか、もう少し明確な裏づけが欲しいと思います。ニートとひきこもりということについて、わたしも不勉強ですみません。他の、子ども白書であるとか文献の中に出てきているというのは、ようやく知ったところですが、それが出てきたからと言って、それに対してどう扱うのかは別の話です。福祉総務課とか、生活保護の担当課で扱ってもらっている就労支援の数字であるとか、そういうのを、この資料の中に挟んでいって、生産年齢人口におけるひきこもっている状態の人をニートとして提言しましたとか、その人たちが働く現場に出て行けるように応援しますだとかいうような位置づけで、行政課題として成り立っていくのであれば、人権問題と呼んでもいいかもしれません。そこまでやる気がないわけじゃないですか。今のところ。人権問題だと謳ったとしても、がんばって解決するために、こういう動き方をするという具体的なところまで考えてないから、書かないわけじゃないですか。他の事で、他の担当課で似たような事例を扱っているのは分かりますが、それを人権問題として扱っていくかどうか、ちゃんと答えられますか。この文章に関して、どれだけ考えて書いてくれているか、ものすごく不安です。ニートとひきこもりの定義から教えてもらっていいですか。

(事務局)

先の審議会でも、委員から同様の指摘をいただきました。ひきこもり・ニートについて、人権問題として個別にあげてあるが、これは確たる法的なものを含めてどうなのかという事でご指摘をいただきました。先の案では、ひきこもり・ニートについて、さまざまな人権の後段の部分で、ひきこもり・ニートという項目をあげようとして記述をしていました。今回については、これを外しています。我々も、いただいた意見を真摯に受け止めて精査もしましたところ、それが本当に人権問題であるかどうか、再度議論し、あるいは法務局とも意見調整をした上で、ひきこもり・ニートについて言えば、人権問題、人権課題としては法務局でも認識をしていないという結論をいただいています。ただ、やはり社会問題としてあります。12年前の計画の中にも、特に若年齢の方の不登校、ニート、ひきこもりについて記述を一部していました。今日的に言いますと、若年層だけではなく中高年の方のひきこもり、ニートと言ったものも社会問題として、実際「8050」問題ということで、実際、50歳の子どもさんがひきこもって、80歳の高齢の親御さんの年金をあてにしてしているという状態もあります。大きな社会問題であるという認識をしていますが、これが確かに人権問題なのかということについて言えば、今回の部分の中では個別の人権問題としての記述は削除しています。ただ、おっしゃられているように、これは福祉の側面、生活困窮者の自立支援の法律の中で相談体制も含めて、ひきこもり・ニート問題について言えば、対処すべき問題であると行政としても認識しています。今回の基本計画の中には、社会情勢の記述としてはこのような形で、8ページのところで書いています。個別課題としては、削除しています。

(委員)

引っかけすぎなのかもしれませんが、最後のところに、この文章は深刻な社会問題であり孤立化が加速する現代社会の人権問題として捉えることが必要ですと、最終的にこれは人権問題なのだと言いつけているのが、少し微妙だと思っているから聞いているのです。もう一つ答えていただけない、ひきこもりとニートのきちとした定義があるのなら教えてください。ひきこもりといたら、5歳でも80歳でもひきこもり、ニートというのは働ける生産人口において、働いていない人のことを言うのですか。その辺の認識が分からないまま調べてもらっても困ります。

(事務局)

まずニートにつきましては、英語の略です。

ひきこもりにつきましては、厚労省の方では、6ヶ月以上家で閉じこもっている方が対象となっています。ニートについては、厚労省の規定では15歳から34歳の仕事や教育、職業訓練を受けていない方を呼ぶと聞いています。

この問題は人権問題として捉えることは必要です。この前段の部分については、確かにニート・ひきこもりの部分をあげていますが、今の実際の社会的な問題で、ニート・ひきこもりの方々だけではなく、高齢者の方々が地域の人との関係が希薄であるなど、子どものことも含めて地域との関係性が希薄であるというようなことが確かにあります。そういう意味で、孤立化が加速する現代社会という記述をしています。ただ、孤立化が加速する部分が納得がいかないということならば、記述を考えさせていただければと思います。

(委員)

実際私も「8050」という年代という方の相談もかなり多いです。やはり人権問題の一つとして捉えられる問題だと思います。ですから書いていますように、もし断言し切っているところが気になるのであれば、「人権問題としても捉えることができる」とか文言を変更すれば柔軟な形に幅広くなるのではないかと思います。

(会長)

好んで孤立しているという人もいらっしゃるということで、必要な福祉サービスの情報を得られないということもあるだろうし、「つながり格差」という言葉もあります。つながりのない状態であることが、経済的な格差と同じように、さまざまな教育の機会を失わせてしまうことがあるので、それが直ぐに人権問題ということに少し抵抗があるという考えであるならば、例えば「人権に関わる問題」としてとかするというのはどうでしょうか。

(事務局)

ニート・ひきこもり問題は、橿原市だけではなく、日本全体をみても大きな人権課題です。厚生労働省が出しているいろいろな資料を見ますと、2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されています。その中で、『教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート・ひきこもりといった困難を抱える若者の方への支援を行うため

の地域ネットワークづくりの推進を図る』ということが出ています。特にひきこもり・ニートにつきましても、不登校であるとか、ひきこもりの支援をどこまで具体的に進めていくのかが大きな課題です。ニート、ひきこもり支援における課題として、支援機関はまだ社会的認知度が低いため、いかにして社会的認知を高め、支援を必要とする人の利用を拡大するかということがあります。また、ニート個人の状況に応じたきめ細かい対応や、自立のための包括的な支援、地方公共団体の関わりなどが重要です。それから3つ目にあげられているのは、『若者無業者を社会全体の問題として捉え、日本に先んじて対策を行っている欧米主要国の事例（特に、アメリカのジョブコア、イギリスのコネクションズ・サービス、スウェーデンの包括的若年政策など）を参考に、ニートの存在が社会全体の問題だという意識を、国民が広く共有し、粘り強く対策を講じていくことが必要である』と書かれていることです。

だから今回の基本計画に入れさせていただきましたように、これを大きな社会的な問題として捉え、人権の問題としても、どのように推進できるのか、国の動向や世界的な情勢も見ながら我われもさらに進めていくことが大切であると考えます。今回、個別の課題でなくなったから終わりだというのではなく、今後どのように具体的に進めるのかということ、課題にしていくべきであると捉えています。

(会長)

ありがとうございました。個別の課題として出していたことから一段引き引き下がっていますが、今のような認識のもとで、橿原市はこれを大きな課題であると捉えて、施策を打っていくのだという話だと思いますので、そういう意味では勇気づけられる話だと思います。人権問題として、少しトーンは下がっていますが、人権問題として捉えることが必要だという方向性は文面に読めますので、そのあたりでいかがですか。

(委員)

先生にうまくまとめていただいてありがとうございます。

(委員)

ひきこもりやニートが人権問題というご説明でしたが、ひきこもりにも人それぞれに個別の事情や原因があり、きめ細やかな対応が必要ですし、特に思春期からの予防的な支援体制も重要であると考えます。

(会長)

ありがとうございます。今のような形で読めば分かるだろうというご意見だったと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

(委員)

先ほど教育長が言われた話の中で、千葉県の子の事件ですが、大変嘆かわしい、寂しいことです。この間、私の孫がいっしょに話をしていた、「あの子、私と年がいっしょやで。同じ学年やで。」

と女の子同士、気持ちが通じる部分があるのではないかと思います。「多分、もっと友だちと遊びたかったのちがうかなあ。」とふと会話の中で言った事が印象的でした。親が子どもを虐待し、殺しかねないという今まで考えなかった事が起こっているこの社会というものを、決して突然起こってきたことではないと考えます。今までそういう素地を自分たち、また社会が創り上げてきたということ、それが節目、節目の出来事で簡単にすませしてきた、流してきたことが、たまたまああいう形で大きな事件として起こってきたのではないかと思います。今まで大人が、子どもを育ててきた過程の中で、いくつか見過ごしてきた大事なことが、積み重なってきたのではないかと思います。私が属している人推協の活動の中でも、ただ単に人権を大事にしましょうというだけじゃなく、なぜ人の命、人の暮らしを大事にしなければならないのかということ进行深入で考えることが大事だと思います。自分だったらどうするか、どうしたらいいかということを変更して、人推協の活動の中で、地区別懇談会また学習の中で一つ一つこの事件を反省して、積み上げていかなければいけないことだと思いました。

もう一つ、せっかく今たくさんの中で多くの時間をかけてつくられてきた意識調査も、できれば市民の方々の人権意識を少しでも前向きにさせていただくためにも、何らかの別の形で知っていただくものとして、例えばダイジェスト版とか広報とかいろいろ考えられると思います。こういうものができたのだなああと、暮らしや命を大事にしなければいけないなああと、もう一度考え直してもらうことが大事ではないかと思います。多くの人に知っていただく手立てを行っていただければありがたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。私たちが本審議会において、人権について話をしていることと、調査して施策をつくっているという姿自体が、自分ごととして考えるという人権文化の一つのようなもの、一部として位置づくのかと思います。この意識調査も、機会があるごとにこれを踏まえて施策をやっているのです。こういう現状がありますという市側の認識を、市民の皆さんに伝える際に引用していただければありがたいと思います。委員、何かありましたらお願いします。

(委員)

今日初めてこの審議会に出席しています。前もってたくさん資料を送っていただきありがとうございました。でも、目を通し、どういうことが書いてあるのかということで精一杯でした。意見については、次回によろしくお願いします。

(委員)

学校現場という立場で出席しています。資料の56ページ、②の日本語教育の推進というところに触れて、学校の現状を話しながら、ここに対する厚い手立てについてのお願いという形で、意見を述べさせていただきたいと思います。

ここ数年、外国からの児童生徒が、いきなり転入して来るということがいくつかの学校で起きています。本校でも2人ありました。資料のアンケートの中で、『外国の子どもたちに対する学校の受け入れ体制が不十分』という回答が2割を超えています。自分としては、2割ぐらいしか分かってきてないのかなというところで、まだ入ってきている数も少ないこと、現場の様子が市全体に伝わって

いないということ、その辺について現状を話したいと思います。今、外国から子どもが転入してきた時に、県から日本語指導の先生を配置してくれます。但しこれは、週4時間です。それも転入してから1ヵ月後ですぐには配置してくれません。この1ヵ月後というのは、櫃原に入ってきて定住するかどうかを確認するということです。1ヶ月いると、この後もいるだろうと、だから日本語指導の先生を配置しようという流れです。もちろん複数になることも考えられます。2人になったら日本語指導の先生は6時間でこれがマックスです。5人になろうが10人になろうが6時間は変わりません。この先生方は配置してからは2年間だけです。県からの配置はこれだけなのです。当然週2時間の授業で何ができるかという、本当に何もできません。残りの時間はすべて現場の教師で対応をしています。言葉も言語もわからない中で対応するのが今の学校現場の現実です。この辺をご理解いただきたいです。

もう1つ、実際転入を考えた時に、授業をするということが一番最初ではないです。まず転入してきた時点では、子どもと親がやってきます。学校でする事は、学校での生活について、例えば「朝何時までに登校してください。服装はこの制服を着てきてください。荷物はこういう物を持ってきてください。担任の先生は、この先生になります。」など、スタートはこれなのです。このスタートが通訳の方がいないと成立しません。今本校に通っている生徒については、会社から生活全般の支援のために通訳の方がひとりついておられました。本校に来られた時も、通訳の方といっしょに来ていただきましたので、次の日の連絡がスムーズにできました。一番学校としてありがたかったのは、この通訳です。日本語教育を進める前に、第一歩の櫃原市内での中学校のスタートを切る上においてこのことが一番必要だと感じます。その辺をいろいろな方々にご理解いただいて、県へのはたらきかけと同時に、市としても体制を確立していただくことを学校現場としてお願いしたいです。

(会長)

ありがとうございます。これは全国の問題ですね。不就学の人があるか分からないということも聞いています。これは今後、相当力を入れてやっていかなければいけない問題になっていくと思います。奈良県そして国とも連携しながらやっていかなければならないと思います。

それでは、後半はパブリックコメントとしていただいている意見を、事務局から説明していただき、ご意見をいただきたいと思います。今日の目的は、この基本計画を確定することですので、後半につきましては、この記載内容に特化したご意見をいただければありがたいと思います。

(事務局) 説明

【資料3】「市民から提出頂いた意見と対応」について

(会長)

ありがとうございました。事務局の大変な努力で、審議委員の意見と市民の皆様からいただいた意見と、それぞれご意見に対する対応についての報告でした。具体的な記述についてご意見を願います。

(委員)

同和問題について発言します。ここで示されているように、高齢化の問題と運動の弱体化、ほとんど、運動と言えれば解放運動だと思いますが、弱体化の要因としては、高齢化はもちろんありますが、後継者の養成ができていない問題が、継続性をなくしているのかと思います。さらに教職員（先生方）の世代交代によって、同和教育が非常に希薄になってなかなか進まないという本質的な問題と、客観的な問題があいまって、今後、今提起されているようなことが進むのかと危惧しています。行政の果たす役割が大きいと思います。そういう点で言えば、コミュニティーセンターが当然前面ですので、そのところについて、是非役割を果たしていただきたいと強調したいと考えています。

それと、ずっと部落差別、同和問題は、何十年とやってきて、前面に教育と啓発がずっとやられてきてきた中で、今の状況なのだと思います。だから継続性はいいのですが、次のステップに行くように、教育、啓発を考えていただきたいというのが意見です。

(会長)

ありがとうございました。運動の後継者育成と継続していくことが、必ずしもうまくいっているわけではないのではないかとこの中で、行政の役割が益々大きくなっていくということだと思います。今後も是非、市民の皆さんへの啓発、そして新しい段階の取組みの展開を期待したいと私も思います。

(事務局)

今、委員が言われた、教育現場での世代交代のこともありましたが、とりわけ若い先生方が、部落史の問題で、なかなか自分自身がそういう教育を受けてこなかったもので、どう部落問題を指導していけばいいのか教育現場でも課題になっています。私も現場にいた時にそのことを感じました。私らの時代は、同対審答申が出されて、それを受けて水平社宣言や差別をなくす地域を中心とした取組みを教材化し、差別をなくす各水平社の活動や地域に残っている碑や史料などを中心に学習しました。県でも『部落史の見直し』が提起され、2000年のころから社会科の中での記述も変わってきました。掘り起こされてきたいろいろな古文書をもとに、『部落史の見直し』が提唱されるようになりました。それが、県同和問題関係資料センターでまとめられ、県教育委員会から『同和問題の手引き第34集』としてまとめられ配布されました。当時、『部落史の見直し』についての学習会や研修会が盛んに行われ、教育現場でもそれをもとに教材化を目指して学習したことを覚えています。現在、若い世代の先生方になかなか繋がっていきにくいという課題があります。「特措法」が失効し、同和教育が人権教育になり、人権問題を幅広く考える点ではいい面はありますが、部落問題など個別の人権課題が浅くなっていないか懸念されます。最近、月刊「ニューライツニュース」（部落解放研究所）を読みましたが、県立同和問題関係資料センターの奥本所長が書かれた「第24回全国部落史研究大会参加記」がありました。

その中で、『最近、強く感じることは、驚くほどの変貌を遂げた部落史の成果が、教育や啓発の現場でほとんど知られていないことで、その責は部落史研究を携わるに帰すべきなのだが、研究成果を還元する機会の設定や、その内容・手法について早急に議論を深めていく必要があると考えている。』と書かれていました。2000年にできた「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」や、2016年施行の「部落差別解消推進法」の中で言われている今日的な教育や啓発等の課題を、どのように具体化し、教育や啓発に活かすのか、研究者と行政、教育現場そして差別をなくそうと活動されて

いる地域の方々と連携して取組んでいくことが重要であると思います。また、今後も全国の部落史の展開（東北地方での史料など）などの新たな情報を収集し、現在の差別をなくしていくために、教育や啓発に活かしていくことも大切だと考えます。

(会長)

ありがとうございました。魂を込めて計画を遂行することだと思います。

(委員)

今日、人権ネットワーク代表の方が来られていないので、私は当初から保護者の会の代表として関わっていますので、1点追加していただきたいです。市のさまざまな人権団体が参画している樫原人権ネットワークと書いていますが、個人参加もあります。もちろん団体の参加があることによって発展はしていきますが、一番大事なのは個人だと思います。個人で意識している人も、樫原人権ネットワークに入っておられることを書いて欲しいと思いました。今、事務局の話聞いて、それは外国人問題もしかりで、私たち一世・二世も受けてきた環境と、三世・四世が受けていく環境はおのずと違います。それは学校の先生においても違うと思います。でも、基本的には知っていないといけないというのは当然だと思います。人権ネットワークで思ったのは、方法論を取るのではなく、個人がこれを学ぶことによって、自分自身の人間性が変わったという部分に返らない限り、この人権というのは継承されていかない気がしています。それには、一世・二世が培ってこられた大変さ、努力というのは、はかりしれないものがありますが、そこを強調するのではなく、そこから学んだこと、自分の人生観や環境が変わったことや、周りの人が影響を受けてもらったという広がり部分など、今までの事をもう一度見つめたときに伝えるものがあると思います。私たちコリアンの場合も、一世の頃は先ほど言われた制度もなかったですし、毎日毎日が本当に地獄の中で学校に座っていました。そういう一世の思いを持ちながら聞いていました。自分を認めてもらったということが学校教育の中であれば、日本語を学ぼうという姿勢は、自ずとその子に出てくると思います。そのところを信じて取組みをしてほしいという思いをもちました。もちろん、その子が本当に日本語を分かるようにするには、制度が必要です。一方でそこに関わるには、その子の生活の中でその子が民族をもっていることは事実なのだから、その事実をないがしろにするのではなく、それもはっきり表に出して、その子を見つめるという、学校現場の中に環境があればなと思いました。私のアボジ（父）は、二世です。日本で生まれましたが、家ではおじいさん、おばあさんが朝鮮語を話しています。それを聞きながら、自分は働かなければいけないので、一歩外に出たら、日本人を相手に仕事をします。生きていかなければならないので、それは自ずと出るのです。でも韓国人ということを否定されている環境であれば、そんなことはないのです。もっと日本語を知ろうということにならないのです。反対に思いがちなのですがそうではなく、持っているものを認めたうえで日本語を学ぶと、どんどんその子に吸収力があると思います。そこをもう一度見つめてもらえたらという思いをもちました。人権ネットワークは、個人参加もありますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。個人ということを加えていただければと思います。今のお話を聞いて、

社会が変わらなければいけない、同化というのはナンセンスです。そういうことを基盤にすえて施策をうっていくということになると思います。

(委員)

資料の中の読み込みができてなくてすみません。ちょっとあまい読み方をしていますので、ご指摘説明していただけたらありがたいです。外国人の労働者を、日本の中に、かなりの数を受け入れていく法整備も国の方で始めた中で、外国の方の人権を、もっと強く保障するという話が、国の方でも出来上がってきているという説明があったかと思います。その要素というのは、この中にきっちり文言として組み込みができてますか。そこを説明してください。

(事務局)

資料の55ページに個別課題として、外国人ということで書いています。そのB-15で、昨年成立した入管法に伴いまして、外国人労働者を含め外国人の方がたくさん入って来られることが予測されますが、共生社会に向けて、今後の動向について注目していくということで書いています。これを書くことによって、今後の施策に活かしていきたいと考えています。

(委員)

改正入管法自身は、人権を保障する法律という位置づけで捉えて大丈夫なものですか。働くことに特化したり、入国することに特化して、その定めをしてるのだろうということは大体見当はつきます。外国の人が、この国で永続的に長く安定したポジションで生きていけるような保障をやることを、どこかで明確に謳っていたら、例えば、今でも各市町村において外国人は生活保護を受けてたり、受けられてなかったとか、市町村ごとにばらつきがあるような気がするかと思います。実際その法律を厳密に解釈したら、保護を受けてもらうということを各市町村はやるけれど、明確にその義務はないとかという議論も、確かあったように思います。そういう部分が改善されるような動きが、国の方から出てきているのかどうか、情報をもっていけば教えてもらえるありがたいです。

(事務局)

入管法については、取り立てて人権という部分はありませんが、国の方で、法律に伴い施策をいろいろ検討していることは、報道等で聞いています。そういう部分での、付帯的な施策などを注目しながら行政としても対応しなければならないと考えています。今現時点で具体的に申し上げにくい部分がありますが、十分共生社会に向けて配慮していきたいと考えています。

(委員)

どこまでも上の情報に従って動く部分がありますので、上の情報を注視していただきたいと思います。わたし自身がよく分からないままで、外国の方に関する問題としていろいろ聞いてきた中で、例えば、日本の人だと普通に3つの義務が憲法などによって課せられていたりします。その中でも、勤労の義務だとか、納税の義務であるとか、教育を受ける受けさせる義務であるとかというような話の中で、外国の人に関しては、教育を受けさせる義務はないというような言い方を、だれかから聞いた

ことがある気もします。完全に日本の人と同じ扱い方かという、そうではない部分がいろいろあります。実際に、外国の方を受け入れるといっても、その人たちに納税の義務は、客観的にみてまちががなく課せられていると思います。勤労の義務は、課せられているかどうかよく知りませんが、上が変わることによって、当然下も変わってくる部分もあるし、上がそもそも保障していないものを、下が場合によっては保障しなければいけない場合や、あるいは保障しなくてもいい場合も出てくるわけです。わたしも不勉強で勝手なことは言えませんが、知っている方があれば教えていただきたいと思っています。とりあえず、事務局に投げかけだけさせていただきます。

(事務局)

外国人の方に対する権利義務等々について、法的な部分の区分けの中でどうなのだという事だと認識をしています。ただ、ここで記述をしている部分については、入管法の改正でということ、例えば、国会等々でも移民政策であるとかいうことで議論されていることは、十分認識をしています。やはり、これから法改正を含め外国の方が多く日本に来られます。定住されて我われと共に生きていく、生活していくという事柄が当然入管法の改正によって、近い将来そういう時代が来ると思います。その中で、当然、人権の部分としては互いの違いを認めながら、多文化共生ということ、我われとしては取組んでいかなければなりません。そういう形の中で、今アップデートな状況、法改正のことも含めて、外国の方々が多く来られる、多文化共生の中で違いを認めて互いの人権を尊重してやっていくという形の中で記述しました。法的な部分については、当然上の部分から下の部分へくること、また下から横出していろいろ施策として打っていくということはあることは承知しています。ただ今度の記述につきましては、そういうアップデートな状況も踏まえて、今後取組んでいくべきことであるということで、記述をしているということをご理解をしていただければありがたいです。

(委員)

外国人に関わる問題で、義務はたくさん課せられながら、権利が保障されているものは少ないです。そこを、私自身今まで外国人というだけで差別的に受ける歴史は、この日本の中にあっただけということ、まだ解消されないまま来ています。だからこそ、外国人に関わる入管法というものもあるという提示だと思います。外国人の一番頭からまだまだ課題があるのだ、その中でこんな部分で受けておられるのですよ、変わってきたのですよという内容まで読んでいただけたらなあという思いがあります。この人権審議会は、さまざまな人権問題に関わった人がいるので、榎原市人権審議会はすごいと思っています。そこで、いろいろな意見で時間が足らなかつたら後で提案できる内容であるとか、模索してくださっている議長さんがおられるので、良い方向に向かおうと思っています。外国人の部分においては、頭からもっと読んで、まだまだ私たちの権利が保障されていない部分があるのだということの前提として、この提案を読んでいただけたらなあと思いました。外国人の立場からしたら、日本語教育の推進であったり、国際理解の推進とかについてちょっと違う角度も持っています。今の現状を把握する中で、一歩でも二歩でもその部分を改善していけたらなあという思いがあります。自分自身が自分の言葉で、しっかり背伸びしないで提案していけたらなあという思いです。

(事務局)

外国にルーツをもつ人の人権保障に関わることについて、詳しいことは3月9日の人権ネットワー

クのシンポジウムの中で文公輝（ムン・ゴンフィ）さんが講演されますので、そこで触れていただければと思います。文さんの資料を拝見しますと、日本国憲法11条が保障する基本的人権は、参政権等の例外を除き原則外国人にも保障されていること。例えば定住外国人に対する生活保護の支給に関して、最高裁は行政措置による保護対象とすることを認める判決を下していること（2014年7月18日）。あるいは人種差別を受けない権利を国や行政は保障する義務があると、日本国憲法第14条の中で、人種差別を禁止していること。また、ヘイトスピーチを正当化するために流布されているデマ（「外国人の生活保護は憲法違反」であるとか「在日コリアンの犯罪率が」高いなど）を見抜く知識をもつことの大切さ」についても触れられています。

定住外国人の人権ということで、基本的人権等でどのように謳われているのかということも大事にしながら取組みを進めていきたいと考えています。

（会長）

ありがとうございました。この計画は、社会もどんどん変わっていくので修正の必要がある場合は、その都度、議論して書き換えていくというスタンスで審議しているということです。さまざまな情報や社会の変化やアップデートしなければいけないこともありますので、情報を集めながらその都度必要になったら変えていくということです。そういったことを前提に、みなさんにお図りしていますので基本計画を策定して、変更が必要であるという時には、委員さんの方から提起いただいて、変更していくという手続きをしていくという見方をさせていただきたいと思います。外国人の労働者等さまざまな方が来られる問題については、まさに今展開中ということです。今後、さまざまに対応されていくでしょうが、いろいろな問題が出てくるだろうということも考えられると思います。すごくたくさんの方が住まれている市や町もあって、先進的にみんなが課題を認識していると思います。そういう所も勉強の対象にしながら、この計画が状況に沿った形で作られ続けることが必要になるのではないかと思います。今後とも、皆様のご意見をいただきながらこの計画をより良いものにしていきたいと思っています。

会議の冒頭でも述べましたが、今日の審議会での基本計画を確定させたいということです。正式には、議会で承認をいただくことになると思います。どうしても最後ここはということがあれば、お伺いしておきたいと思っています。いかがですか。

（委員）

55ページですが、在日外国（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」を1998（平成10）年に策定と書いています。これは、やはりはずかしいと思ってください。20年も経っています。今これだけ外国人の取り巻く状況が変わっているのに、教育現場の部分においても、地域社会においてもそうですが、現状と照らし合わせてほしい。それ抜きの1998年の策定の指針を載せるといってははずかしいと思ってもらいたいです。

（人権教育課長）

1998年ということで、私も人権教育課に来させていただいてから、すごい時間が経っているなあと感じています。県教育委員会の方の「在日外国人教育指導指針」も残念ながらまだ改定されてい

ません。県の指導指針を受けてから改定できないのかといたら、そうではないと思います。今後改定に向けまして努力していきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。重要なお指摘をいただいたと思います。この審議会としては、ご指摘をいただいた点を修正するという前提で、「檀原市人権施策に関する基本計画」をお認めさせていただいたということにしたいと思っています。

それではすべての案件が終わったと思います。ありがとうございました。司会を戻します。

(司会)

会長、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見をありがとうございました。

本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして、委員の方全員にお送りさせていただきますので、改めてご確認のほど、よろしく願いいたします。

この会議録につきましても、檀原市ホームページで公開予定をしています。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。

ありがとうございました。